長野県告示第 433 号

長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成 25 年長野県条例第 11 号）第９条第１項の規定により、次の区域を水資源保全地域として指定します。

令和８年 10 月 29 日

長野県知事　　阿　部　守　一

名　　称	区　　域
白馬村 源太郎水資源保全地域	白馬村大字北城 831 番１～21、25～28、31、34～37、40～42、44～80、82、83、85～89、99、104～116、118～160、162～179、181、183～191、194、195、197～216、219～225、227～230、234、237、239、241、243、245、247、250～253、256～275、278、833 番１、834 番１、835 番１～５、18、20、2937 番 336～406、408～426、428～559、697、702～712、765、781、784、791、792、2940 番 20～65、2941 番１～９、2942 番２～22、3550 番１、3551 番１、２、3552 番、3553 番、3554 番１、ロ、3555 番イ、ロ、3556 番イ、ロ、3557 番～3561 番、3563 番１、ロ、4189 番～4202 番、4487 番 14～205、209～215、235、238、239、241、242、276、277、281、289、292、296、316、319、321、323、325、327、329、331、333、335、341、343、345、349～351、354、373、381、383、大字神城 27577 番イの１、イの２、27578 番イ、27590 番、27596 番イ、ロ、27601 番イ、27602 番、27603 番、27604 番イ、ロ、27605 番、27606 番、27607 番イ、ロ、27608 番イ、ロ、27609 番イ、ロ、27610 番、27611 番、27612 番イ、ロ、27613 番１、３～５、27614 番１～４、27615 番１～４、27616 番１～５、27617 番１～５、27618 番１～５、27619 番１、４、27620 番１、２、27621 番１～５、27622 番１、27624 番２、５、27625 番１～５、27626 番１～５、27627 番１～５、27628 番１～５、27629 番１～５、27630 番１～５、27631 番１～５、27632 番２～５、27633 番１～５、27634 番１～３、27636 番、27637 番１、27638 番２、27639 番２～４、27640 番１、27641 番１、２、27642 番１、２、27643 番１、２、27644 番１、２、27645 番１、２、27646 番１、２、27647 番１、２、27648 番１～４、27649 番２、27654 番３、27655 番２、27656 番１、２、27657 番１、２、27658 番１、２、27659 番２、27660 番１、２、27661 番１、２、27662 番１、２、27663 番１、２、27664 番１、２、27665 番、27666 番、27667 番１、２、27668 番１、２、27669 番１、２、27670 番１、２、27671 番、27672 番１、２、27673 番１、２、イ、27674 番１、２、27676 番１、２、27677 番～27679 番、27680 番１、２、27681 番～27686 番、27687 番１、27688 番１、27689 番１、27690 番１、27691 番１、２、27692 番、27693 番１、27694 番１、２、27695 番１～３、27696 番１、27697 番１、２、27698 番１、27699 番１、２、27700 番１、２、27701 番１、２、27702 番１、２、27703 番１、２、27704 番、27705 番１、27706 番２～５、27707 番１、２、27709 番１、２、27710 番１、27711 番～27713 番

（関係図面は、長野県環境部水大気環境課、長野県北アルプス地域振興局及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供します。）

水大気環境課